

令和3年度事業計画

【法人目標】

“誰もが安心して暮らし、長寿を喜びあえる福祉の村づくり”

“助け合い、支え合い、共に生きる地域づくり”

【事業方針】

“身近な地域とのつながりを大切に、ともに支え合う地域福祉の推進”

【基本的考え】

少子・高齢化の進展、家庭環境の変化、単身世帯や生活困窮者の増加など、人々が有する福祉課題、ニーズも多様なものとなり、福祉に対する意識も大きく様変わりをし、地域においては、現状の社会福祉制度では十分に対応しきれない生活課題が生じてきています。

このような中で、日常生活支援総合事業として提供されるサービスの他、総合事業には位置づけられていない、住民主体の地域の助け合いが大切になっています。高齢者が地域で生きがいや、役割を持ち、お互い支え上手、支えられ上手になって頂くための、地域の参加を広げて行く事が必要になります。

また地域における様々な住民の課題を調査し、地域の方々と共にその課題を解決するための具体的な活動に取り組み、あらゆる生活課題・福祉課題に向き合い、地域住民の支え合いや地域の様々な専門機関や活動団体とのネットワークのなかで必要な支援や適切なサービス・制度につなぎ、あるいは新たに開発し、自立支援をすすめるよう取り組んで参ります。

また法人運営面では、働き方改革による柔軟な働き方への研究や一層のガバナンス強化にむけての規則等の整備を行うとともに、介護保険事業所では厳しい経営の状況下にあり、引き続き事業運営の適正化に取り組んで参ります。

【行動目標】

- 1) 個別の課題を調査し、地域との連携を深める中で、具体的な支え合い活動へと取り組んでいく。
- 2) 法令を遵守し、安定した継続的な事業所運営をするために、効率のよい経営に努める。
- 3) 常にサービス内容の見直しに努め、選ばれるサービス事業所を目指す。
- 4) 社協職員として常に地域の状況を意識し、職員間での情報共有を図る。

1. 法人運営事業

法人の経営基盤強化や健全経営を図るとともに、提供する福祉サービスの向上ならびに事業経営の透明性を確保する。

- 1) 理事会・評議員会を年に2回以上開催
- 2) 本部会（会長・副会長・参事・事務局長・特養所長）を毎月開催
- 3) 監査会を年に2回開催（5月、11月）
- 4) ※専門性に高い税理士による会計・税務に関する相談・助言（顧問契約）
- 5) ガバナンス強化にむけての経営管理体制の整備を図る。
- 6) 災害に備えた職員の配置体制や業務継続計画の整備。
- 7) ※働き方改革等による事務効率化ソフトの整備を図る。（各デイサービス）

2. 人材育成

- 1) 実習生等の受け入れ。
福祉の専門家を目指す実習生に、人材育成の一環として実習の場を提供する。
- 2) 資格取得の奨励。
職員のキャリアアップ支援として、資格取得に要した費用に対して助成を行う。
- 3) 人事考課制度の実施。
- 4) 障がい者雇用の促進。
「障がい者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者の雇用の促進を図る。

3. 普及・広報事業

- 1) 社協会員制度の周知を図り、会員の増強を図る
- 2) 社協だより「しあわせ」の発行（4回）
- 3) 情報誌「ボランティアあち」の発行（8回）
- 4) ホームページとFacebook（フェイスブック）による情報発信

4. 地域福祉の推進

- 1) 日常生活自立支援事業（県社協）
判断能力が不十分な方に対し、地域で自立した日常生活ができるよう支援する。
- 2) 生活福祉資金貸付事業（県社協）
低所得、障がい者、高齢者世帯等の自立更生を図るため、民生委員の協力を得て、生活福祉資金貸付制度の活用推進と償還指導を行う。
- 3) ※生活福祉資金（緊急小口資金等）（総合支援資金）特例貸付（令和3年3月31日終了）
新型コロナウイルス感染症発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入が減少した世帯を対象として生活費を貸し付ける制度の償還指導を行う。
- 4) 長野県あんしん創造ねっと事業（県社協）
既存の制度やサービスでは対応できない福祉ニーズの解決の為に事業を企画・実施し支援を行う。想定事例：身元保証・入居保証：食糧支援活動：ミルク支援：子供サロン支援
- 5) 自立相談支援事業（県社協）
生活困窮者に対して生活困窮者自立支援法に基づき、就労支援に向けて生活就労支援センターまいさぼとの連携を図る。

6) 緊急小口福祉資金事業（独自）

村内に居住する低所得世帯及び生活困窮者に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲を促進するため、小口資金の貸付を行なう。

7) フードバンク事業（独自）

缶詰・レトルト食品をはじめ村内の登録ボランティアの方からお米の寄付を募る。寄付された食品を生活困窮者等の自立支援や緊急食糧支援、食を通じた福祉教育、防災学習会等へ活用する。

8) 金銭・財産管理事業（独自）

高齢者及び障がい者等が安心して日常生活を送れるよう支援するため、契約に基づき「金銭管理及び財産保全サービス事業」を行う。

9) 福祉車両貸出事業（独自）

・障がいを持つ方の社会参加促進を目的に、福祉車両（車椅子のままで乗り降りできる車いす仕様車や、電動リフト付きシート車）の貸出を行う。

10) 応急援助事業

・ 要保護、低所得、被災世帯等に対し、応急見舞援助を行う。

11) 障がい者福祉

- ・ 希望の旅事業…重度障がい者の社会参加促進支援事業（日帰り）
- ・ 障がい者スポーツ大会への協力を行う。

飯伊地区障がい者スポーツ大会

長野県障がい者スポーツ大会

郡マレットゴルフ大会

郡ゲートボール大会

12) 福祉団体支援

- ・ ひとり暮らし高齢者の会「花桃会」の活動への協力援助を行う。
- ・ 社会福祉関係団体への活動援助

社会福祉関係団体との連絡調整を密にして、活動援助を行うとともに、団体の行う事業に積極的に協力する。

阿智村身体障がい者福祉協会（事務局）

阿智村遺族会（事務局）

阿智村シニアクラブ

阿智村日赤奉仕団

阿智村子ども会育成連絡会

13) 共同募金事業への協力

- ・ 阿智村共同募金委員会事務局として、共同募金運動（10月～12月）を通じて共に生きる地域づくり意識の高揚を図る。
- ・ 安心安全なまちづくり活動支援公募事業など県共同募金会配分金事業の啓発。

14) ボランティア活動の振興

- ・ ボランティアセンターとしての機能を保持し、グループ活動の支援、組織化、人材育成等を図る。

- ・ ボランティアコーディネーターを配置して活動の連絡調整、活発化を図る。

（阿智村広がれボランティアの輪連絡会）

とくさ会、楽友会、まごころクラブ、長生き村の幸せ基金運営委員会、

安心コール鈴の会、りんどうの会、一番清水の会、

傾聴ボランティア「ふくみみ」、智里東福祉サービス「ささえ愛」、

楽しいをつくるサロン阿智、下伊那西部シルバー人材センター

- ・ ボランティアの集い・学習会の開催

ボランティアの裾野を広げるため、講師を招いた学習会やボランティアの集い等の開催。

- ・ 飯伊ブロックボランティア交流研究集会への参加
- ・ 災害ボランティアセンター立ち上げ訓練及び防災啓発活動をボランティアの協力を得て行う。

15) 生活援助従事者研修（独自）

介護人材の裾野を広げ、生活援助サービスを専門的に提供する担い手を育成することを目的とした生活援助従事者研修を実施する。

16) 福祉教育の推進

- ・ 小、中、高校への福祉教育の推進を図る。専門講師の要望には外部講師を要請して対応していく。
- ・ 阿智高校ボランティア同好会の活動支援。
- ・ 中学校の職場体験学習の受け入れ。
- ・ 福祉出前講座を社会福祉の啓発と地域住民の理解を深めることを目的に、地域住民・自治会・企業等を対象に職員を講師として派遣する。

17) 各種機関、施設等との連携

保健医療、教育、その他、地域福祉と関連する機関、施設等との連携強化を図る。

18) ニーズ調査

出来るだけ多くの住民から個別の課題を聞き取り、地域での具体的な支え合い活動について研究し、取り組んでいく。

19) 住民福祉活動への支援

自治会活動組織の立上げ支援・協力

「駒場の地域福祉を共に進める会『こまんばの“輪”』」

「智里東福祉サービス ささえ愛」

- ・ 地域の支え合い、ご近所福祉の推進に向けた学習会等の開催。
- ・ 地域での支え合い福祉活動事業への助成を行う。（社協会費の配分）

20) 見守り・支え合いネットワークづくり

- ・ 高齢者や、障がい者等、生活に不安を抱える方々が、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、ボランティア団体や住民福祉団体、地域住民の方々との連携により、見守り・支え合いのネットワークづくりを行う。
- ・ 一人暮らしの高齢者等を対象に、電話、訪問による声かけ、安否確認を行う。
- ・ ※訪問介護事業所との連携による安否確認を行う。
- ・ ふれあいサロンにおけるサロン支え合いマップの活用。
- ・ 生活支援コーディネーターとの連携による支え合いネットワークづくりの推進。
- ・ 地域支援事業推進員として村へ職員の出向。

21) 地域訪問及び緊急対応

- ・ 地域訪問及び緊急時の対応ができるよう、要援護者等リスト・マップ整備

22) 防災マニュアルの見直し

- ・ 防災マニュアルの見直し
- ・ 非常食を活用した防災講座の開催（他機関との連携）

23)他社協との連携強化

- ・ 西部社協間の連絡会の開催。

24)※有償ボランティアグループの立ち上げ（ぬくもりの手）

- ・ 生活困窮者の就労支援として、有償ボランティア（ぬくもりの手）を立ち上げる。
- ・ 加入者は、社協のボランティア保険に加入し費用は全額社協負担とする。
- ・ 活動内場所、活動内容、作業に関する事、賃金等については、要綱に記載する。

5. 村受託事業

村から委託された次の事業を行う。

1)配食見守りサービス事業

昼食（弁当）配達ボランティアの調整等を行い、利用者の安否確認も含めた配食見守りサービス事業を行う。

2) 生きがい講座

高齢者を対象としたものづくり講座で、認知症予防と健康保持、生きがいづくりにより自立した生活が送れるよう支援する。

- ・ 児童生徒の長期休みを活用した体験講座の開催。（社協福祉事業）

3) ふれあいサロン事業

認知症予防、介護予防につながり、ご近所の見守り、助け合える居場所になるサロンの推進について、各地区での一層の普及を図る。サロン参加者の拡大。

- ・ ふれあいサロン交流会の開催。（社協福祉事業）

6. 介護保険事業

1) 指定居宅介護支援事業（ケアマネジメント事業）

「阿智村社協指定介護支援事業所」を経営し、要介護者が居宅で日常生活を営むために必要な保健・福祉・医療等のサービスが適切に利用できるよう、居宅サービス計画を作成、提供する。

介護予防ケアマネジメント事業の受託

2) 指定居宅介護等事業（ホームヘルプ事業）

「阿智村社協指定訪問介護事業所」を経営し、要介護者が自立した居宅生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助等のサービスを提供する。

- ・ 訪問介護サービス・・・県指定
- ・ 訪問型サービス（独自）・・・要支援1、2
- ・ 訪問型サービスA（定率）・・・事業対象者
- ・ 訪問型サービスC（短期集中予防サービス）・・・事業対象者
- ・ 有償訪問型サービス（社協独自サービス）
- ・ 訪問時ゴミ回収サービス（社協独自サービス）

3) 指定障がい者居宅介護事業所（障害福祉サービス事業）

「阿智村社協指定障がい者居宅介護事業所」を経営し、支援を必要とする身体、知的、精神障がい者が居宅で可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切なホームヘルプサービスを提供する。

4) 指定通所介護事業（デイサービス事業）

阿智村社協デイサービスセンター「第二幸寿苑」「えんばな」及び「ひだまり」を営し、要介護者等がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、それぞれ特色のあるサービスを提供する。

- ・通所介護サービス・・・県指定及び村指定
- ・通所型サービス（独自）・・・要支援1、2
- ・デイサービスでの活動において作成した個人作品並びに共同制作品の展示

5) 指定介護老人福祉施設事業（特別養護老人ホーム事業）

「特別養護老人ホーム阿智荘」を営し、常時介護等を必要とする入所者が、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、適切な施設介護サービスを提供する。

6) 短期入所生活介護事業（ショートステイ事業）

短期入所施設「阿智荘」を営し、要介護者がその有する能力に応じて自立した日常生活ができ、家族の身体的、精神的負担の軽減を図ることを目的にサービスを提供する。

7) ※感染症対策の強化（各施設）

安全衛生委員会（看護師会）を定期的に開催し、感染予防の徹底をする。

指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

阿智荘のショートステイ用の部屋を一つの棟に集め、感染予防が出来る様に検討する。

8) ※事業継続計画（BCP）取組の強化

災害発生時にも最低限のサービスが提供できるように事業継続計画を令和5年度までに作成する。

研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

9) 満足度調査の実施

- 訪問介護事業所：R2年実施 次回R5年予定
- デイサービスセンター第二幸寿苑：H30実施 次回R3年予定
- デイサービスセンターえんばな：H30実施 次回R3年予定
- デイサービスセンターひだまり：R2実施 次回R5年予定
- 介護支援事業所：R1年実施 次回R4年予定
- 特別養護老人ホーム阿智荘：毎年実施

介護保険事業（在宅）の基本理念・基本方針

<基本理念>

“利用者本位” “自立支援” “自己決定” “安心と信頼”
(ひとにやさしく、自分にやさしく、笑顔に満ちて)

<基本方針>

- 1 利用者の皆さんの意思を尊重し、信頼される介護サービスに努めます。
- 2 住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう支援します。
- 3 医療、福祉、保健の各機関と連携を密に、質の高い介護サービスを提供します。
- 4 私たちは、自己啓発にはげみ、仕事に責任感あふれ、おもいやりのある行動をします。
- 5 私たちは、安全性の向上と事故防止に努め、職場内での連携を強化し、職員が一体となった透明性の高い介護サービスを提供します。

(訪問介護) 元気なあいさつ・明るい笑顔、おもいやりあるサービスを

(第二幸寿苑) 心ある 温かい よりよいサービスを提供しよう。

笑顔で 元気に いきいきと

(えんばな) 利用者 一人一人の もう一つの家

(ひだまり) ゆったりと楽しく 笑顔の絶えない もう一つの我が家

(居宅支援) 公正中立 自立支援 利用者本位 自己決定

特別養護老人ホーム阿智荘の基本理念・基本方針・事業計画

<基本理念>

“ゆっくり 湯ったり のんびり笑顔で”

<基本方針>

1. 私たちは、利用者の皆さんの個性を受け止め理解し、かけがえのない人として尊敬します。
2. 私たちは、笑顔と笑い声の絶えない生活の場を、提供します。
3. 私たちは、利用者の自己決定を支え、尊重します。
4. 私たちは、利用者の皆さんひとり一人の生活やプライバシーを尊重します。
5. 私たちは、利用者の皆さんの社会に参加し続ける機会と便宜を提供します。
6. 私たちは、利用者の皆さんと家族の絆を大切にします。

<事業計画>

令和2年度は職員の補充が進まない中、試行錯誤しながら新館の体制を検討してきた1年でした。

今後は再雇用の職員の高齢化が問題になってきますので、人材確保に関しての取り組みを計画的に行うことを、今年度の重要課題とします。併せて、職員の身体を守るための取り組みを業務改善委員会の中で検討し、昨年度導入した移乗サポートロボットを各棟に普及し、腰痛予防に活用して職員の定着に繋げていきます。また、研修会等を実施し職員の質の向上に努めます。

「重点目標」

1. 職員の計画的採用ができるように、各種学校との連携を密にし、介護人材の確保が出来るように施設のアピールをしながら情報発信していく。
2. 職員の身体を守るために介護用機器、リフト等の導入を検討する。
3. 資格取得のための援助を行い、次の世代を背負う人材育成に繋げる。（プリセプト制度の導入、メンタルヘルスケア等）
4. 開かれた施設作りと社会貢献の取り組みを行う。
5. 利用者様が安心して生活できる環境作りのため、将来的な展望も含めて協議検討する機会を持ち、将来構想の実現に近づける。

（個室の必要性、ショート利用者の居室等）